

浦安市地域防災計画（令和5年度修正）の概要

1. 新たな水害想定

- 令和4年6月に水防法第14条の3第1項の規定により高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域が指定されたことから、本市の水害想定として高潮浸水想定（想定最大規模、計画規模）を新たに明記。**(新旧 P2. P3)**
- 令和4年3月に市内の小規模河川（4河川）について、水防法第14条第2項の規定により、浸水が想定される区域が指定されたことから、本市の水害想定として小規模河川洪水浸水想定を明記。**(新旧 P4)**
- 平時からマイタイムラインを作成し、風水害時の避難行動について確認する旨について新たに明記。**(新旧 P15)**

2. 避難行動要支援者対策

- 令和3年3月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府防災）のなかで、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を本計画において定める必須事項が整理され、これに沿って地域防災計画を修正する。
また、令和5年2月に浦安市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を見直したことに伴い、地域防災計画との整合性を図る。**(新旧 P10)**
- 新たに明記する事項

- 避難支援等関係者となる者
- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿の提供・更新
- 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者の安全確保
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供不同意者の安否確認

3. 市の取組や関連する計画等の反映

- 待避所開設の段階において、要対応部署の配備体制を明確にするため、新たに配備体制（非常配備準備体制）を定める。**(新旧 P16)**
- 防災行政用無線と他の情報伝達システムとの連携等、情報伝達手段の多様化に努める旨について明記。**(新旧 P7)**
- 災害時に設置する救護所として、新たにタムス浦安病院を追記。**(新旧 P23)**

4. その他

- 時点による所要の見直し。